

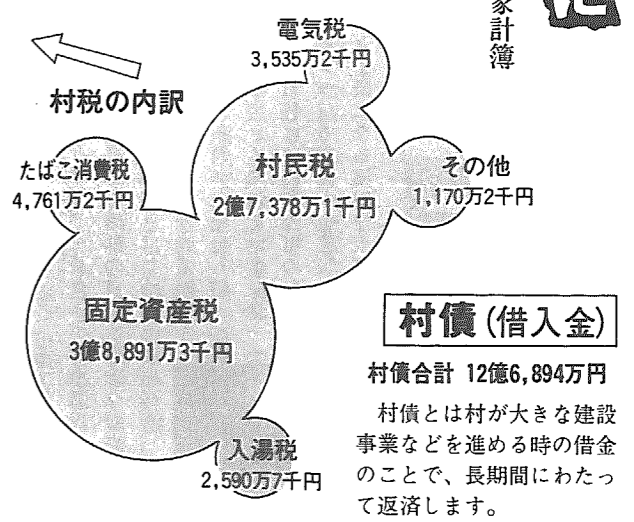
岩室村の財政状況は

—— 昭和63年度決算(見込) 状況について ——

63年度はこのように使いました
 一万村民の家計簿

歳入総額 一三億三、六一四万二千円
 歳出総額 一三億 五〇四万六千円
 歳入歳出差引額 一億三、一〇九万六千円

わたしたちが納めた税金や国・県からくるお金などは、どう使われているのか。そこで今回は、昭和六十三年(六十二年四月～元年三月)までの決算(見込み)状況と平成元年(六月)未現在の収支状況をお知らせします。これは、皆さんの暮らしに直接かかわっている村の家計簿です。村も厳しい財政環境の中、皆さんから言ってもらえる活力ある地域づくりに努めています。数字ばかりで読みにくいですが、ぜひご覧ください。



歳入(収入)			歳出(支出)		
内訳	収入済額	構成比	内訳	支出済額	構成比
	千円	%		千円	%
地方交付税	811,233	34.7	教育費	473,318	21.5
村税	783,267	33.5	民生費	316,045	14.3
県支出金	144,840	6.2	農林水産費	272,620	12.4
繰越金	118,821	5.1	総務費	253,123	11.5
繰入金	102,705	4.4	土木費	225,575	10.2
諸収入	115,126	4.9	公債費	200,704	9.1
分担金及び負担金	84,348	3.6	衛生費	149,037	6.7
国庫支出金	60,019	2.6	商工費	127,238	5.8
村債	11,000	0.5	消防費	119,553	5.4
その他	104,783	4.5	議会費	67,833	3.1
合計	2,336,142	100.0	合計	2,205,046	100.0

■ 特別会計

会計別	予算額	収入済額	支出済額	収支差引額
	千円	千円	千円	千円
国民健康保険	523,855	553,860	480,784	73,076
老人保健	493,910	466,052	466,052	0
温泉集中加熱事業	43,942	43,636	25,961	17,675
土地取得	4,339	4,338	4,338	0
水道事業	241,524	246,602	211,631	34,971
農業共済	126,227	107,175	93,836	13,339

国民健康保険証が

来月から「ふじ色」にかわります

国民健康保険の保険証と退職者制度の保険証が九月から新しく、「ふじ色」にかわります。

これまでの「はだ色」の保険証は、九月から使えません。初診、再診を問わず医療機関をご利用のときは、必ず新しい保険証を窓口へお出しください。新しい保険証の配付と古い保険証の回収は、区長さんを通じて行いますので、もし新しい保険証の住所や名前などに誤りがありましたら、お手数でも

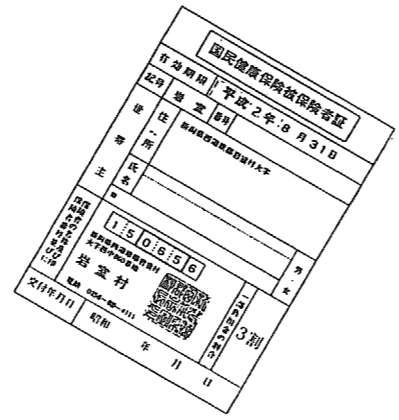
役場保健衛生課国保係(☎82-411-1内線111)へお持ちください。

■ 交通事故などの受傷を保険証で受診されるかたへ——交通事故などの受傷を保険証で受診する場合には、必ず医療機関の窓口と役場保健衛生課に届けてください。

■ 他市町村で勤務されるかたへ——仕事の都合で長期間の出張や出かせぎなどで、他の市町村に住むかたには、その人のためにも一枚の保険証を発

行することができます。詳しくは、保健衛生課におたずねください。

■ 国民健康保険の加入・脱退届はお早めに——職場の健康保険に加入した人や、勤めていた職場の健康保険をぬけられた人は忘れずに国民健康保険の加入・脱退の手続きをしなければなりません。異動があった場合には早めに届出をしてください。



保険税を長い間滞納していると……

災害など政令で定めた特別の事情がないのに、長い間保険税を滞納し、納付相談にも応じないなどの世帯には、次のような措置をとることができるようになりました。このようなことがないよう、十分に注意しましょう。

被保険者資格証明書を交付保険証を返してもらう場合は、その代りに「被保険者資格証明書」を交付します。医療機関の窓口では、これを提出して受診します。

保険証を返してもらう災害など特別な事情がないのに、保険税を滞納しつづけている世帯からは、保険証を返してもらうことができます。

かかった診療費は、いったん全額自己負担「被保険者資格証明書」で受診した場合、診療費はいったん全額自己負担となります。ただし、あとで申請により自己負担のうち、保険診療相当分(7割または8割)を払い戻します。

お年寄りなどの場合老人保健で医療を受けている人や厚生省で定める医療によって医療を受けている人には、別の保険証をお渡ししますので、それにより診療を受けてください。

保険給付の差止めも特別な事情がないのに保険税を滞納すると、療養費、高額療養費および助産費などの保険給付の全部、または一部を差止めすることができます。

保険証の再交付は滞納した保険税を完納したとき、滞納額が著しく減少したとき、災害など特別の事情が認められたときは、保険証を交付します。

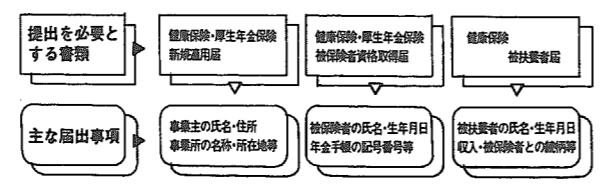
このように変わりました 健康保険及び厚生年金保険の加入手続き

従来、健康保険及び厚生年金保険の適用については、5人以上の特定の業種の事業所などで働く人に限られていましたが、昭和61年4月から適用範囲の拡大が段階的に行われて、昭和63年4月からは、法人の事業所で働く人はすべて健康保険及び厚生年金保険に加入することが義務づけられました。

健康保険及び厚生年金保険の加入の手続きは、事業主が行います。事業主は事業所の所在地を管轄する社会保険事務所に下記のような新規適用届書等の必要書類を提出しなければなりません。提出を怠ると過料に処せられる場合があります。(届出用紙は社会保険事務所に備えてあります)



法人の事業所で働く人はすべて健康保険と厚生年金保険の加入が義務づけられました。



平成元年度予算収支状況 6月末現在(元年4月～6月)

* 特別会計

国民健康保険	予算額/555,297千円		収入済額/158,442千円		支出済額/51,478千円	
	収入済額	支出済額	収入済額	支出済額	収入済額	支出済額
老人保健	493,910	466,052	466,052	466,052	466,052	466,052
温泉集中加熱事業	43,942	43,636	43,636	25,961	43,636	25,961
水道事業	241,524	246,602	211,631	34,971	246,602	16,276

* 一般会計

歳入(収入)			歳出(支出)		
内訳	予算額	収入済額	内訳	予算額	支出済額
	千円	千円		千円	千円
村税	742,033	233,643	教育費	596,788	41,738
地方交付税	690,000	400,501	民生費	321,122	65,035
県支出金	164,070	24,233	農林水産費	285,335	22,308
繰越金	131,096	131,096	総務費	252,640	55,965
国庫支出金	130,011	5,045	土木費	201,849	12,259
村債	124,000	0	公債費	191,578	4,486
諸収入	93,675	3,985	衛生費	160,142	37,361
繰入金	93,722	0	商工費	135,278	55,011
分担金及び負担金	89,909	19,758	消防費	114,997	25,120
その他	101,946	27,633	その他	100,733	19,771
合計	2,360,462	845,894	合計	2,360,462	339,054

左表は、平成元年度岩室村一般会計と特別会計の六月末現在(元年四月～六月)の収支状況を表にまとめてみました。予算に対し、収入や支出がまだ少なくなっていますが、これはまだ会計年度がはじまつたばかりで、今後さらに収支ともふえてきます。